

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(商店街・ショッピングセンター等)

各免税店が第三者に免税手続を委託(ワンストップ化)することを認め、地方における免税店のさらなる拡大を図る。

○「日本再興戦略」改定2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)

2020年に向けて全国各地の免税店を10,000店規模へと倍増させる。あわせて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上を検討する。

施策の背景

《本年10月1日より外国人旅行者向け消費税免税制度拡充》

全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大

地方の名産品の消費拡大による地域経済の活性化

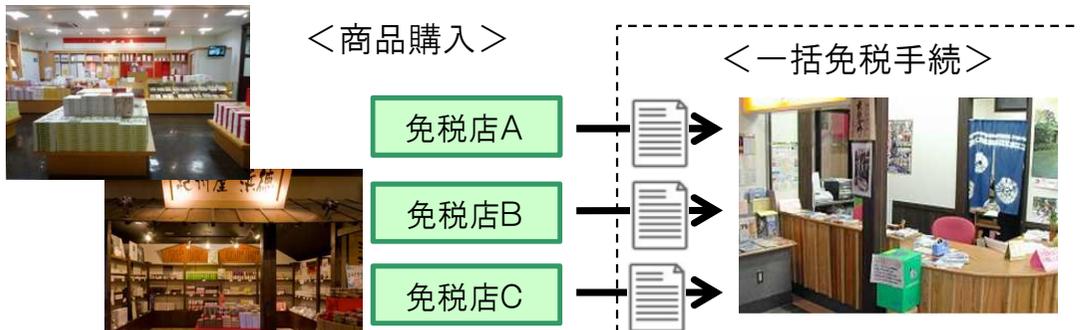
そのためには、都心部に集中している免税店の地方への拡大が不可欠。
(克服すべき課題)

- ①個々の店舗が自ら免税手続を行う必要があるため、外国人への対応に不安をもつ店舗のさらなる負担軽減
- ②物産センターやテナント方式の集合商業施設などにおいて、個々の店舗毎に何度も免税手続を行うことの煩雑さの解消

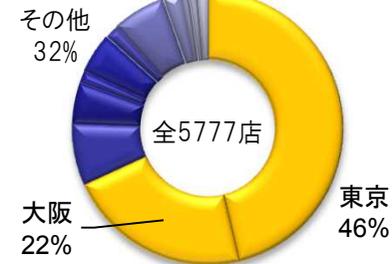
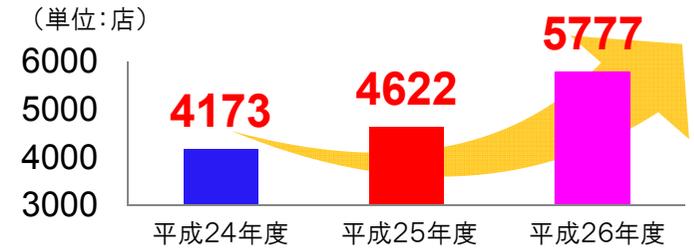
要望の概要

○第三者に免税手続を委託することを可能とするとともに、委託を前提にした免税許可申請を認める。

免税手続委託イメージ



【免税店数の現状と分布(国税局所管地域別)】



◆地方の免税店拡大へ

・店舗で行うのは商品の販売のみ。免税手続を行う必要はなく、店舗の免税手続の負担が大幅に軽減される。これにより、免税店の申請が増加し、地方の商店街などでも免税を旗印として商店街単位等での外国人の受入が期待される。

◆外国人旅行者の利便性向上へ

・店舗ごとに何度も免税手続を行う必要がなくなり、外国人旅行者は、専用カウンターでまとめて手続が可能となる。

地方を訪れる訪日外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(クルーズ埠頭)

施策の背景

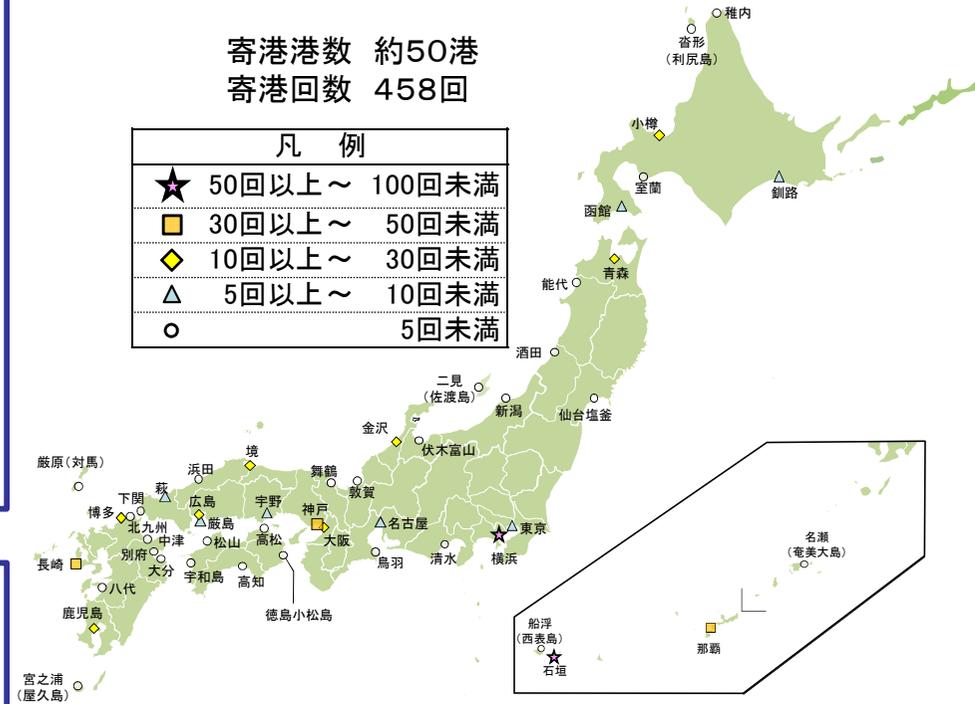
- 外航クルーズ船1回の寄港では2千人から3千人の訪日外国人旅行者が来訪し、寄港地では消耗品を含む物品が大量に購入される。
- 本年10月1日より免税対象物品に食品類、飲料類等の消耗品が追加されることと相まって、クルーズ埠頭(クルーズ船の接岸岸壁や旅客船ターミナル等)で物品を免税で販売できれば、訪日外国人による地元物産品等の大量購入に繋がることが期待される。
- 一方、クルーズ埠頭に臨時出店する仮設店舗について、免税店の許可申請手続きが出店者に負担となっている。

我が国への外航クルーズ船の寄港実績(2013年)

クルーズ船は全国各地に寄港している

寄港港数 約50港
寄港回数 458回

凡 例	
★	50回以上～100回未満
■	30回以上～50回未満
◆	10回以上～30回未満
△	5回以上～10回未満
○	5回未満

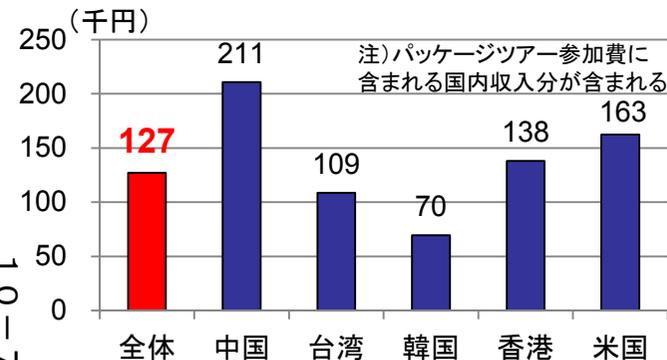


出典：港湾管理者の聞き取りを基に国土交通省港湾局作成

要望の概要

外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化・円滑化する。

主要国・地域からの訪日外国人の1人当たりの旅行支出額(観光・レジャー目的)(2013年)



出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」より港湾局作成



出典：アジアクルーズ協会

「アジア・クルーズ産業白書2014年版」

※インド、ベトナム、タイ、フィリピン、韓国、日本、マレーシア、インドネシア、シンガポール、台湾、香港、中国

岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例

